

農地法第3条 申請書類一覧
(農地法第3条の3 相続に係る届出を除く)

1	許可申請書	
2	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。 ※申請者が所有名義人と異なる場合 真正な権利者であることを確認できる以下の書類 ・住所の変更：住民票、戸籍の附票写し ・相続未登記：除籍謄本、戸籍謄本 ・遺産分割協議による時：分割協議書写し ※代理人により申請が行われる場合 代理権授与の委任状等
3	申請土地の地番を表示する図面	公図写し
4	所有者同意書、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書、耕作者の同意書	※所有権以外の権原に基づいて申請をする場合 ※申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
5	その他参考となるべき書類	※事前相談時に必要書類を通知 ・例：営農計画書等
法人による申請の追加添付書類		
6	法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し	※法人による申請の場合
7	組合員名簿又は株主名簿の写し	※権利を取得しようとする者が農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合
8	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿の写し	※権利を取得しようとする者が農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合
9	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者)であ	※権利を取得しようとする者が農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合

	ることを証明する書面(法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。)	
10	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者(農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者)であることを証明する書面(農林水産大臣の認定通知の写しなど。)	※上記の構成員に、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合
11	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	※権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合
12	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	※農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合